

令和8年2月13日

## 四万十町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に係る意見募集について

本町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項の規定により、町内における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減を推進するための総合的な計画として、「四万十町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を予定しています。

この度、計画（案）を取りまとめましたので、町民の皆さまからの意見を募集します。

### 1 意見募集案件

『四万十町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について』

### 2 意見募集期間

令和8年2月13日（金）～令和8年3月6日（金）

### 3 資料の閲覧方法

#### (1) 閲覧所による閲覧

- ①本庁西庁舎1階閲覧所
- ②大正地域振興局1階閲覧所
- ③十和地域振興局1階閲覧所
- ④興津出張所閲覧所

#### (2) 町ホームページによる閲覧

### 4 意見の提出方法

次の方法でご意見をお願いします。

#### (1) 意見箱による投函

閲覧所に備え付けの用紙に記入して、意見箱に直接投函してください。

#### (2) 電子メールの場合

110000@town.shimanto.lg.jp宛てに送信

#### (3) 郵送の場合（送料はご負担願います。）

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16-17 四万十町役場 環境水道課あて

#### (4) FAXの場合

0880-22-5040

#### (5) 直接提出する場合

四万十町役場本庁西庁舎2階 環境水道課へお越しください。

様式の指定はありませんが、住所、氏名、連絡先（電話番号）、意見の原案における該当ページを記入し、上のいずれかの方法で提出してください。

（電話での意見提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。）

## 5 注意事項

- (1)募集するご意見は、計画（案）に関するものに限ります。
- (2)提出いただいたご意見は、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、原則公表となりますので、あらかじめご了承ください。
- (3)皆さまからいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、ご了承ください。
- (4)ご意見中に、個人に関する情報で特定の個人が識別し得る情報がある場合及び法人等の財産権等を害する恐れがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。
- (5)ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみご利用させていただきます。

## 7 お問い合わせ先

四万十町役場 環境水道課 岡村 電 話 0880-22-3124  
F A X 0880-22-3123  
E メール 103080@town.shimanto.lg.jp